

～「Ubiquitous（ユビキタス）」とは「どこにでも存在する」を意味するラテン語。

「いつでも、どこでも、だれでも」が関わることのできるネットワーク環境のこと～

## 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

青少年（18歳未満）が安全に安心してインターネットを利用できるようにし、青少年の権利の擁護に資することを目的として、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（以下「法律」と記述）が平成20年6月に成立しました。（平成21年4月1日施行）今回は法律の解説と、現場での対応についてご紹介します。



### 保護者の責務

- 第六条** 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。
- 2 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

**【解説】** この法律では、**保護者がインターネットに提供されている情報の現状を認識し、青少年の利用状況を把握するとともに、保護する青少年の発達段階に応じたインターネットの活用について適切に管理すること、また適切な活用能力の習得促進に努めることを義務づけています。** さらに、不適切な活用により、様々な問題（犯罪や刑罰法令に触れる行為）が生じることについても警告しています。この法律において「保護者」とは、「親権を行う者若しくは後見人又はこれに準ずる者」と定義されています。



**【対応】** これまで、携帯電話やインターネットに関する教育については、「学校任せ」という傾向がありましたが、この法律により**保護者の責務が明確化**されました。法律では同時に第十三条で、「国及び地方公共団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。」と謳っています。これらを踏まえ、これからは「学校任せ」でも「保護者任せ」でもなく、**学校や保護者が一体**となって、青少年のインターネット活用について指導する必要があります。

### 関係事業者の責務

- 第五条** 青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

**【解説】** この法律において「青少年有害情報」とは、「インターネットを利用して公衆の閲覧に提供されている情報で、青少年の健全な成長を著しく阻害するもの」と定義されています。

## 携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務

**第十七条** 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

- 2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

**【解説】** この法律により、青少年自らの意思のみでインターネット契約をすることができなくなりました。法的な解釈からすると、「フィルタリングサービスを利用するか否かについては全て保護者の判断」に委ねられているということになります。

インターネット接続契約の申し出  
(青少年の)保護者が申し出る

インターネット接続役務提供事業者  
フィルタリング利用を条件に接続役務を提供

※「フィルタリング利用の必要なし」と保護者が申し出れば、事業者にはフィルタリング機能の提供義務はない。

**【対応】** 法律によると、フィルタリングサービスの利用について決定するのは、全て保護者の判断ということになります。しかし、フィルタリングサービスの利用意向確認の現状を見ると、「●●機能が使えなくなるから」などという安易な理由でフィルタリングの機能を解除している保護者も多いようです。「第六条 保護者の責務」などと合わせて、保護者に対して学校から情報を発信する必要があります。また、この法律は、いわば「全て努力義務」であり、罰則の規定がないということにも注意をしなければなりません。

## 高校入学前のこの時期を生かして！(新しい指導資料の活用を)

ユビキタス第8号でもお知らせしましたように、中学3年から高校入学にかけて、自分専用携帯電話の所持率は約60%の増加になります。つまり、中学から高校に進学する段階は、携帯電話について生徒に指導する重要な時期といえます。また、携帯電話の使用について「保護者との約束事が特にない」という生徒は高校生の半数以上になっていることから、生徒はもちろん、保護者にも携帯電話の影の部分について理解していただくことが大切です。

生徒指導総合対策会議では、「新しい指導資料」としてリーフレットを作成し、各学校に配布しました。それぞれ4つの事例と解説、保護者向けの解説等の資料もまとめてあります。これまでの「メディアリテラシーの手引き」や「ユビキタス@nagano」等に加えてご活用ください。

※新しい指導資料は、長野県教育委員会のHPより、ダウンロードすることができます。

<http://www.pref.nagano.jp/kyouiku/kyougaku/ubiquitous.htm>

- ・「子どもたちに悲しい顔をさせないために…」 (小中学校向け)
- ・「便利さのうらにある危険をどう伝えますか？」 (高等学校向け)



### 次号の掲載内容(予定)

学校における「携帯電話に関わる指導」の年間計画についてお伝えしたいと思います。

生徒指導総合対策会議では、皆様からのご質問や、「こんな点を教えて欲しい」「こんな事例での対応策は？」など、身近な疑問についての質問をお受けしたいと思います。個別事例のご相談も可能な限り行いたいと思いますが、共通の話題として「ユビキタス@nagano」にもできる範囲で掲載したいと思います。下記までご連絡ください。

生徒指導総合対策会議事務局 担当：長野県教育委員会 教学指導課 心の支援室生徒指導係  
Tel 026-235-7436 (直通) Fax 026-235-7495 E-mail kokoro@pref.nagano.jp

※「ユビキタス@nagano」は参考資料として情報提供しています。学校の実情に合わせてご活用ください。